

# やめましょう! こんな乗り方

## 傘さし運転

罰則 5万円以下の罰金



操作しにくい  
前が見えない!

## スマホ等の使用

罰則 5万円以下の罰金



イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながら走行すると、車の近づく音などが聞こえにくくなり危険です。絶対にやめましょう。

※罰則は都道府県により異なる場合があります。

## 自転車事故で相手を死傷させたことにより、高額な賠償を請求される事例が発生しています。

小学5年生(11歳)の少年が夜、帰宅途中、自転車で歩道と車道の区別のない下り坂の道路を走行中に散歩中の女性(62歳)と衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識不明の重体に。

自転車の少年の親権者に対し

約**9,521**万円の支払いが命じられました。  
(平成25年 神戸地裁判決)



## 相手のため、自分のために 自転車保険などに加入しましょう

たとえば…

### 個人賠償責任保険

- ・自転車向けの保険
- ・自動車保険や傷害保険、火災保険に特約でついている保険
- ・会社等の団体保険 ・クレジットカードの付帯保険 …等。

既に加入している保険が、自転車事故に対応しているか  
契約内容を確認しておきましょう!

### 「TSMARK」の付帯保険

自転車安全整備店で受ける自転車の点検・整備(有料)時に貼付される「TSMARK」には、傷害補償や賠償責任補償等の保険が付帯されます(1年間有効)。



赤マーク  
賠償責任補償  
1億円  
(限度額)



青マーク  
賠償責任補償  
1,000万円  
(限度額)

# 守ろう! 自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

2 車道は左側を通行



※13歳未満の子供、70歳以上の高齢者等は歩道を通行できます。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯



- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



5 子どもはヘルメットを着用

補助いす等で同乗させるときも忘れず!

※安全のために中・高生や大学生、大人もヘルメットを着用しましょう

# 自転車は車の仲間です! 自転車に乗るなら

ルールを守って

楽しく!

安全に!



転倒や事故に備えて、ヘルメットを着用しましょう!

横断歩道に歩行者がいるときや歩道が混んでいるときは、自転車を降りて押して歩きましょう。



旭川市

危険行為を繰り返すと

# 「自転車運転者講習」の受講が義務に!

信号無視や一時不停止等、特定の「危険行為」を  
過去3年以内に2回以上摘発されると…  
「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

命令を受けてから、3カ月以内の  
指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金!!  
講習は3時間 (講習手数料の標準額は6,000円) 違反した受講者の特性に応じ個別指導を含むものです。



## 受講義務の 対象となる 危険行為の概要

※受講義務の対象となるのは14歳以上です。

1 **信号無視**  
法第7条違反

2 **通行禁止道路(場所)  
の通行**  
法第8条第1項違反

※警察署長の許可を得た  
場合は除きます。

3 **通行が認められ(許可され)ている  
歩行者用道路での  
歩行者妨害**  
法第9条違反

4 **歩道通行や、  
車道の右側通行等**  
法第17条第1項、  
第4項又は第6項違反

※道路の右側に設けられた  
路側帯を通行する行為も  
この違反になります。

5 **路側帯での歩行者の通行妨害**  
法第17条の2第2項違反

6 **遮断踏切への立ち入り**  
法第33条第2項違反

7 **信号のない交差点等での  
優先車両(左方車・  
優先道路車)の  
通行妨害等**  
法第36条違反

8 **右折時における  
直進車や左折車への  
通行妨害**  
法第37条違反

9 **環状交差点での  
安全進行  
義務違反等**  
法第37条の2違反

10 **一時停止場所での  
不停止や交差車両等の  
通行妨害**  
法第43条違反

11 **歩道での歩行者妨害等**  
法第63条の4第2項違反

12 **ブレーキが不備・不良な  
自転車の運転**  
法第63条の9第1項違反

13 **酒酔い運転**  
法第65条第1項違反

14 **安全運転義務違反**  
法第70条違反

※傘さし運転や  
スマホ運転なども  
該当することがあります。

15 **妨害運転**  
法第117条の2第6号、  
法第117条の2の2第11号違反

※他の車両等の通行を  
妨害する目的で、  
逆走して道をふさいだり、  
ベルを執拗に鳴らす  
などの行為